

C'BON

To create and produce the beauty

証券コード 4926

第58期定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催
場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファ
レンスセンター ROOM A・B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

議案 取締役6名選任の件

本株主総会におけるお土産の配付・株主懇談会
等はありません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



株式会社シーボン

美を創造し、演出する



Home
Care

ホームケア

+

Salon
Care

サロンケア



私たちシーボンは、製販一体の化粧品会社として、1966年に誕生しました。

「お客様の肌に最後まで責任を持つ。」

その思いから導き出した美肌への回答が、

「ホームケア+サロンケア」という独自のビューティシステムです。

高機能な化粧品（ホームケア）と、

プロによる定期的なアフターサービス（サロンケア）で素肌力を高めていく…。

私たちは、お客様のなりたい肌へ寄り添い、お客様の毎日と人生をも輝かせられるよう

ともに歩み続けてまいります。

目次

企業理念

- 招集ご通知
第58期定時株主総会招集ご通知…………… 3
- 株主総会参考書類
議 案 取締役6名選任の件…………… 8
- 事業報告…………… 15
- 連結計算書類…………… 35
- 計算書類…………… 38
- 監査報告…………… 41

株主各位

証券コード：4926

2023年6月9日

(電子提供措置の開始日) 2023年6月6日

東京都港区六本木七丁目18番12号

株式会社シーボン

代表取締役社長 崎山 一弘
執行役員

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.cbon.co.jp/company/ir/stockinfo/meeting>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4926/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シーボン」又は「コード」に当社証券コード「4926」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、本総会の議決権行使につきましては、当日のご出席に代えて書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」を検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
ROOM A・B
(末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第58期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項 議 案 取締役6名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
- (2) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

<株主様へご案内> 必ずお読みください

- ◎本株主総会におけるお土産の配付・株主懇談会等はございません。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の個別注記表なお、これらの事項は、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日ご来場される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また当日会場において、運営スタッフのマスク着用、株主様のためのアルコール消毒液の配備のほか、感染予防措置を講じる場合もございます。
- ◎今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト ▶▶ <https://www.cbon.co.jp/company/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

専任役員様のご所有株式数 XXX股
議決権の数 XXX股

1. _____
2. _____

ロデザイン用QRコード
ロデザインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
ロデザイン用QRコード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

ここに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

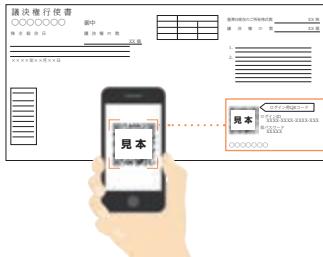
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 候補者氏名 | 現在の当社における地位 及び担当 | 取締役会出席状況 | 候補者属性 |
|-------|--------------------|----------------------|-------------------|----------|
| 1 | いぬづか まさひろ 犬塚 雅大 | 代表取締役会長 | 17/17回 (100%) | 再任 |
| 2 | さきやま かずひろ 崎山 一弘 | 代表取締役社長 執行役員 | 16/17回 (94.1%) | 再任 |
| 3 | すがわら けいこ 菅原 桂子 | 取締役 執行役員 事業本部 責任者 | 17/17回 (100%) | 再任 |
| 4 | たき あやえ 瀧 礼江 | 取締役 執行役員 管理本部 責任者 | 17/17回 (100%) | 再任 |
| 5 | いわた いさお 岩田 功 | 社外取締役 | 17/17回 (100%) | 再任 社外 独立 |
| 6 | くろぎ しょうこ 黒木 彰子 | 社外取締役 | 17/17回 (100%) | 再任 社外 独立 |

(注) 上記の取締役会出席状況に記載の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号 **1** いぬ づか まさ ひろ
犬塚 雅大 (1954年6月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 733,560株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|-----------|-----------|-------------------|
| 1978年 4月 | 当社入社 | 2005年 12月 | 当社代表取締役会長 |
| 1978年 9月 | 当社美容部長 | 2019年 4月 | 当社代表取締役会長兼執行役員 |
| 1981年 9月 | 当社取締役営業部長 | 2019年 6月 | 当社代表取締役会長兼社長 執行役員 |
| 1984年 9月 | 当社取締役副社長 | 2021年 4月 | 当社代表取締役会長 (現任) |
| 1986年 7月 | 当社代表取締役社長 | | |

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、主に営業部門に従事し、営業部長、取締役副社長を経て、1986年から2005年まで代表取締役社長、また2005年から代表取締役会長として、シーボンにおける豊富な企業経営の経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2** さき やま かず ひろ
崎山 一弘 (1963年3月18日生)

所有する当社の株式数 …………… 28,000株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|-----------------------|----------|--------------------------|
| 1985年 4月 | 当社入社 | 2013年 6月 | 当社執行役員 |
| 1985年 8月 | (株)チサンレストラン 入社 | 2018年 6月 | 当社取締役兼 執行役員 営業本部担当 |
| 1990年 1月 | 当社入社 | 2020年 1月 | 当社専務取締役 執行役員 事業本部 本部長 |
| 2003年 2月 | 当社執行役員 営業本部直販営業部長 | 2021年 4月 | 当社代表取締役社長 執行役員 (現任) |
| 2005年 6月 | 当社取締役 営業本部 直販営業部担当 | | |

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、営業部門に従事し、シーボンの事業全体を強力なリーダーシップをもって牽引してきたことから、今後もその豊富な経験と能力を活かし、当社を牽引し事業をさらに発展させることを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3** ^{すが わら} 菅原 ^{けい こ} 桂子 (1971年9月21日生) 所有する当社の株式数 …………… 11,320株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|--------------|----------|-----------------------------|
| 1993年 1月 | 当社入社 | 2016年 1月 | 当社直販営業部 執行役員 |
| 2002年 7月 | 当社第4エリア エリア長 | 2020年 1月 | 当社事業本部 執行役員 |
| 2015年 4月 | 当社直販営業部 営業部長 | 2021年 6月 | 当社取締役 執行役員 事業本部 責任者 (現任) |

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、直営店舗の営業に従事し、直営事業の牽引及び美容社員の教育体制強化を推進すると共に、既存のやり方にとらわれない新しい施策やアイデアで、組織力を強化してまいりました。引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4** ^{たぎ} 瀧 ^{あや え} 礼江 (1973年10月30日生) 所有する当社の株式数 …………… 120株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|--|-----------|-----------------------------|
| 1997年 4月 | センチュリー・リーシング・システム(株) (現 東京センチュリー(株)) 入社 | 2008年 8月 | (株) 駅探 入社 |
| 2001年 9月 | CFJ(株) 入社 | 2014年 12月 | 当社入社 |
| 2006年 1月 | ユナイテッド投信投資顧問(株) (現 あいグローバル・アセット・ マネジメント(株)) 入社 | 2019年 4月 | 当社管理本部 人事部 部長 |
| | | 2020年 1月 | 当社企画本部 執行役員 |
| | | 2021年 4月 | 当社管理本部 執行役員 |
| | | 2021年 6月 | 当社取締役 執行役員 管理本部 責任者 (現任) |

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

他社における豊富な実務経験に基づき、入社以来、人事業務に従事し、人事制度及び評価制度の構築、給与制度の改正、女性活躍推進施策の推進と共に、組織の活性化、業務の効率化を図ってまいりました。引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **5** ^{いわ た} **岩田** ^{いさお} **功** (1959年3月14日生) 所有する当社の株式数 …………… 一株



再任

▶ **略歴、当社における地位及び担当**

| | | | |
|----------|--------------------|----------|----------------------|
| 1982年 4月 | (株)三陽商会 入社 | 2020年 1月 | 同社取締役 |
| 2013年 3月 | 同社取締役 執行役員 | 2021年 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 2014年 4月 | 同社取締役 常務執行役員 | 2022年 6月 | 日本フェルト(株) 社外監査役 (現任) |
| 2017年 1月 | 同社代表取締役社長 兼 社長執行役員 | | |

▶ **重要な兼職の状況**

日本フェルト(株) 社外監査役

▶ **特別の利害関係**

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

経営企画部門を中心に、新規事業の立ち上げ及び運営のほか、海外子会社役員等の実績があり、経営者としての豊富な経験と幅広い知識が当社の経営に活かされていると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **6** ^{くろ き} **黒木** ^{しょう こ} **彰子** (1963年5月26日生) 所有する当社の株式数 …………… 一株



再任

▶ **略歴、当社における地位及び担当**

| | | | |
|----------|------------------------------|----------|------------------------------|
| 1987年 4月 | 三菱信託銀行(株)(現 三菱UFJ信託銀行(株)) 入行 | 2010年 4月 | 地方公務員共済組合連合会 資金運用委員会 委員 |
| 1989年 1月 | ワイアット(株)(現 タワーズワトソン(株)) 入社 | 2017年 2月 | (株)ジャステック 取締役 執行役員 総務経理本部本部長 |
| 1996年10月 | 富士通(株) 入社 | 2019年 6月 | アイエックス・ナレッジ(株) 社外取締役 (現任) |
| 2005年10月 | グローバル・イノベーション・パートナーズ(株) 監査役 | 2021年 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| | | 2022年 4月 | 学校法人帝京大学経済学部 教授 (現任) |

▶ **重要な兼職の状況**

アイエックス・ナレッジ(株) 社外取締役
学校法人帝京大学経済学部 教授

▶ **特別の利害関係**

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

外資系コンサルティング会社や大手IT企業等での実務経験とコーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的知識を有していることから、豊富な経営経験と知識が当社の経営に活かされていると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2023年3月31日現在の状況であります。
2. 黒木彰子氏の戸籍上の氏名は千田彰子であります。
 3. 岩田功氏及び黒木彰子氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって2年となります。
 4. 岩田功氏及び黒木彰子氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。
 5. 社外取締役候補者としての独立性につきましては、以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者はいずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は非業務執行役員であった事実はありません。
 - (2) 社外取締役候補者はいずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員ではなく、過去10年間にも該当の事実はありません。
 - (3) 社外取締役候補者はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。
 - (4) 社外取締役候補者はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、3親等以内の親族その他これに準じるものではありません。
 - (5) 社外取締役候補者はいずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。
 6. 当社は、岩田功氏及び黒木彰子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。各候補者が取締役就任した場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者及び執行役員の実験マトリックス

| 氏名 | 役職名 | 企業経営 | ガバナンス リスクマネジメント | 財務 会計 | 営業 マーケティング | 製造 品質 | 人事 労務 | グローバル |
|-------|-----------------------|------|--------------------|----------|---------------|----------|----------|-------|
| 犬塚 雅大 | 代表取締役会長 | ○ | ○ | | ○ | | | |
| 崎山 一弘 | 代表取締役社長 執行役員 | ○ | ○ | | ○ | | | |
| 菅原 桂子 | 取締役 執行役員 事業本部 責任者 | ○ | | | ○ | ○ | | |
| 瀧 礼江 | 取締役 執行役員 管理本部 責任者 | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 岩田 功 | 取締役 (社外) | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| 黒木 彰子 | 取締役 (社外) | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 堀住 輝男 | 執行役員 商品開発本部 責任者 | | | | ○ | ○ | | |
| 松本 裕右 | 執行役員 管理本部 管掌役員 | ○ | | ○ | | | | |

経営をモニタリングするため「企業経営」「ガバナンス・リスクマネジメント」「財務・会計」のスキルをもつ取締役が必要であると認識しております。また、サロン事業の成長のための「営業・マーケティング」、顧客ニーズを反映した高品質な商品づくりのための「製造・品質」、ESとCSを実現するための「人事・労務」、そして成長分野である海外事業の展開を推進していくための「グローバル」のスキルを組み入れ、以上7項目を当社の取締役に必要とされるスキルセットとして策定しております。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

● 経済状況

当連結会計年度(2022年4月1日～2023年3月31日)における日本国内の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を繰り返したものの、感染拡大の慢性化に対し徐々に適応してきており、国内の人流はコロナ禍以前の状態へと回復しつつあります。また、海外においても「withコロナ」の動きが進み、海外旅行者等が増加するなど、世界的にも人流は回復傾向にあります。しかしながら、世界的な情勢不安や、物価・エネルギー価格等の高騰、欧米での金融機関の破綻等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

● シーボンの取り組み

こうした経営環境の中、当社グループの主力事業である直営店舗事業は、対面・接触型のサービスという特性から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限等の影響を大きく受け、不安定な状況が続きましたが、2020年からスタートした中期経営計画の3カ年目として、「顧客数拡大とお客様第一のサービス提供」「高機能製品の創出」「コスト合理化による財務基盤の強化」の3つの重点課題に引き続き取り組み、収益性・生産性の向上に努めてまいりました。

また、顧客が感じる当社の付加価値をさらに高めるため、既存事業における新たな価値の創出に向け、組織のシームレス化及び機動力の強化を図っております。

これらの活動により、直営店舗に関しては、前期と比べ新規来店数は123.4%、既存顧客の継続数^{*}は98.5%となり、直営店舗における売上高は7,818,933千円となりました。

当期の主な新製品

4月

5月

6月

7月

8月

9月



6月 シーボン 酵素美人
プレミアムー葡萄



7月 シーボンバルトリートメントマセ
シーボンバルディーブクリアフォーム
シーボンバルクリアングローション



10月 シーボンルミナス
モイストアドバンスセラム



11月 Ciores RAISE (コアズ レイズ)

● 当期の業績

この結果、当連結会計年度における連結売上高は8,525,428千円（前期比6.9%減）となり、利益面におきましては、営業損失は145,253千円（前期は営業利益193,706千円）、経常損失は127,071千円（前期は経常利益301,299千円）となりました。また、六本木本社ビル建替えに伴う退店等の支払補償費や解体撤去費用を含む特別損失282,051千円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は421,768千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益44,872千円）となりました。

● 主な取り組み

重点課題①「顧客数拡大とお客様第一のサービス提供」

直営店舗では、新規顧客の拡大を最重要課題と捉え、施策を実施してまいりました。日本国内の人流が回復傾向にあったことの追い風を受け、サンプリングや肌チェックを通じたイベントでの新規顧客の集客数は前期比141.1%と大幅に増加いたしました。このような従前から実施している新規集客活動に加え、インフルエンサーマーケティング等のWEBを活用した集客や、製品をタッチポイントとした集客活動を強化した結果、新規売上高は前期比127.0%と大きく伸長いたしました。

しかしながら、既存顧客の継続数[※]は、既存顧客の減少に対して新規顧客の流入がいまだ追いついておらず、前期比98.5%と前年を下回り、加えて、WEB等を活用した新規集客や、若年層への認知度向上施策により、20代や30代の流入が増加した影響を受け、顧客単価が低下した結果、既存顧客への売上高は前期比91.4%となりました。

海外事業においては、主に中国において販売活動を強化してまいりました。6月には大手ECモール天猫（T-mall）に旗艦店を出店いたしました。加えて、9月には中国で会員制自社ECプラットフォームを展開するEC販売大手、ACCESSグループの関連会社である杭州創詩品牌管理有限公司（所在地：中華人民共和国浙江省杭州市）とパートナーシップを締結いたしました。当社のサロン発信化粧品というブランド力と、ACCESSグループの持つ販売網や中国での販売ノウハウを掛け合わせることで、中国での売上高拡大を見込めるものと考えております。

この結果、海外事業における売上高は前期比155.1%と伸長しております。

10月



11月 シーボンパル
モイスタライジンググローション

11月



1月 シーボン マイクロニードルSPプログラム

12月

1月



1月 フェイシャルリスト
トリートメントマセ アロマ

2月



2月 シーボン コンセントレートプラス
ティーツリアフォーム アロマ
(ローズの香り)

重点課題②「高機能製品の創出」

研究開発活動においては、皮膚科学研究に基づいた独自原料開発やその有効性の解明、また、お客様がサロンで過ごす時間をより豊かなものにするため、当社サロン施術のエビデンスの収集等、外部研究機関との連携に加え、社内研究体制の強化により、製品・サービスの価値向上を図ってまいりました。

サロン施術の効果の科学的解明から精神皮膚科学に着目し、当期はさらなる研究の深耕により、心理性ホルモンと肌にかかる様々な現象との関連性を解明いたしました。ストレスが引き起こす肌トラブルのケアとして開発した当社独自原料と、新たな研究成果を組み合わせることで確立した技術を、サロン製品だけでなくOEM、ODM受託製品へと展開し、お客様の肌と心に寄り添う製品づくりを進めております。

<2023年3月期の主な研究発表>

①心理的ストレスがシミの形成に関与する可能性を確認

(2022年6月日本皮膚科学会)

②幸せホルモン「オキシトシン」とストレスホルモン「アドレナリン」が真皮線維芽細胞のヒアルロン酸産生へ影響を及ぼすことを発見

(2023年3月日本薬学会)

重点課題③「コスト合理化による財務基盤の強化」

コスト合理化に加え、営業力の強化と本社組織のシームレス化を推進するため、川崎市に置いていたシーボン・パピリオン（メインオフィス）を国内法人へ譲渡し、本社機能を北青山に移転いたしました。シーボン・パピリオン（メインオフィス）の譲渡は、当該施設の維持に掛かっていた固定費が削減されるなど、財務基盤の強化に繋がっております。また、本社移転に伴う組織再編の結果、意思決定の迅速化や組織間の意思疎通の更なる強化が図られるなど、組織のシームレス化を推進いたしました。利便性の高い立地へ本社を移転することで、一般消費者とのリアルな接点を持つ機会が増え、情報収集を強化したことで、当社ブランドの発信機会やクオリティの向上に繋がり、営業力の強化が図られました。

これらに加え、店舗家賃の減額や合理的な人員配置の実施等、全社的な固定費の削減により、当初目標を上回る合理化を達成いたしました。

※ 継続数：1ヵ月に1回以上来店のあるお客様ののべ人数

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 | 第55期 (2020年3月期) | 第56期 (2021年3月期) | 第57期 (2022年3月期) | 第58期 (当連結会計年度) (2023年3月期) |
|---|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円) | 11,101,799 | 9,101,930 | 9,153,473 | 8,525,428 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円) | △270,031 | △509,815 | 301,299 | △127,071 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | △1,070,075 | △621,872 | 44,872 | △421,768 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円) | △250.02 | △145.27 | 10.48 | △98.53 |
| 総資産 (千円) | 10,229,960 | 9,564,741 | 9,563,362 | 8,838,730 |
| 純資産 (千円) | 8,188,540 | 7,596,508 | 6,200,568 | 5,710,190 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,911.83 | 1,773.54 | 1,447.45 | 1,333.71 |
| 自己資本比率 (%) | 80.0 | 79.4 | 64.8 | 64.6 |
| 自己資本当期 純利益率 (R O E) (%) | △12.1 | △7.9 | 0.7 | △7.1 |

(2) 当社の財産及び損益の状況

| 区分 | 第55期 (2020年3月期) | 第56期 (2021年3月期) | 第57期 (2022年3月期) | 第58期 (当事業年度) (2023年3月期) |
|------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円) | 10,927,962 | 8,918,470 | 8,992,180 | 8,346,924 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円) | △266,352 | △506,971 | 309,228 | △126,777 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円) | △1,062,201 | △618,663 | 53,315 | △420,490 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円) | △248.18 | △144.53 | 12.46 | △98.23 |
| 総資産 (千円) | 10,220,211 | 9,556,521 | 9,570,867 | 8,842,241 |
| 純資産 (千円) | 8,228,753 | 7,639,782 | 6,245,507 | 5,753,601 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,921.22 | 1,783.65 | 1,457.95 | 1,343.86 |
| 自己資本比率 (%) | 80.5 | 79.9 | 65.2 | 65.1 |
| 自己資本当期 純利益率 (R O E) (%) | △12.0 | △7.8 | 0.8 | △7.0 |

(注) 第57期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第30号 2021年3月26日)を適用しております。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施致しました当社グループの設備投資の総額は65,318千円となりました。その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備の増設、移設、改装
 生産センター他の建物、工具器具等に係る設備の増設
 1店舗の建物等に係る設備の移設、1店舗の工具器具等に係る設備の改装

なお、当連結会計年度における設備の除却損は8,351千円、設備の売却損は28,411千円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の除却、売却、撤去
 シーボン・パピリオン（メインオフィス）の土地、建物、構築物等に係る設備の売却及び除却並びに原状回復費
 六本木本社ビルの建替えによる建物、構築物等に係る設備の除却
 1店舗の建物、工具器具に係る設備の撤去

4. 資金調達の状況

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と総額2,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------|-------|----------|---------------|
| 株式会社ジャフマック | 17百万円 | 100% | 醗酵食品の製造・販売 |
| 倩朋（上海）化粧品有限公司 | 80百万円 | 100% | 化粧品及び医薬部外品の販売 |
| 株式会社クリニメディック | 9百万円 | 100% | 化粧品及び医薬部外品の販売 |

6. 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、化粧品及び医薬部外品の製造及び販売です。

7. 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

（1）当社の主要な営業所

- ①本店
東京都港区六本木七丁目18番12号
- ②青山オフィス
東京都港区北青山二丁目13番5号
- ③生産センター
栃木県河内郡上三川町多功2524
- ④研究開発センター
栃木県河内郡上三川町多功2570番3
- ⑤直営店
フェイシャリストサロン 96店舗
ラグジュアリーサロン 1店舗
（C'BON Queen's横浜）
C'BON BeautyOasis 1店舗
C'BON Hair Salon neaf 2店舗

（2）子会社

- ①株式会社ジャフマック
東京都新宿区市谷砂土原町一丁目2番29
- ②倩朋（上海）化粧品有限公司
上海市浦東新区張楊路158号1310室
- ③株式会社クリニメディック
東京都港区北青山二丁目13番5号



直営店

全国
100店舗

（2023年3月31日現在）



生産センター

研究開発センター



8. 使用人の状況（2023年3月31日現在）

①企業集団の使用人数の状況

| 部門区分 | 使用人数（名） | 前連結会計年度末比増減（名） |
|-------------|-----------|----------------|
| 本 社 部 門 | 114 (67) | △14 (△18) |
| 直 販 営 業 部 門 | 575 (157) | △83 (△17) |
| 生 産 部 門 | 44 (58) | △2 (△2) |
| そ の 他 | 4 (12) | 1 (4) |
| 合 計 | 737 (294) | △98 (△33) |

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

3. 使用人数が前期末と比べて98名（臨時従業員は33名）減少しておりますが、その主な理由は、新規採用を抑制したことによるものであります。

②当社の使用人の状況

| | 使用人数 (名) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) |
|--------|-------------|-------------|---------------|
| 男 性 | 67 (14) | 42.8 | 12.6 |
| 女 性 | 666 (268) | 38.6 | 12.6 |
| 合計又は平均 | 733 (282) | 38.9 | 12.6 |

(注) 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

9. 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

11. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、長く続いたコロナ禍の出口が見え始め、行動制限の大幅な緩和や、マスク着用の義務解除等により人流は回復基調にあり、消費行動はコロナ禍前の水準に戻ることが予想される一方、エネルギー価格等、様々なものの価格が上昇しており、消費行動拡大への足枷となっております。また、ウクライナ紛争も出口が見通せず、二極化しつつある世界において、情勢不安への懸念が高まりつつあります。

当社グループにおきましても、長く続いたコロナ禍の影響による既存顧客の減少等、厳しい状況が続いたものの、マスク着用の義務解除による化粧品需要拡大等、明るい兆しも見えており、2024年3月期よりスタートした新たな中期経営計画のもと、重点項目を着実に実行することにより、再成長を目指してまいります。

<新中期経営計画の取組み（2024年3月期から2026年3月期）>

当社グループは、2024年3月期から新中期経営計画（2024年3月期から2026年3月期）をスタートいたしました。「製品価値向上」「サロン価値向上」「新しい価値の創造」という3つの重点課題を掲げ、再成長を目指してまいります。

また、新中期経営計画の策定と合わせ、激変する社会環境と価値観の変化にしなやかに対応し、未来に向けた新しい「美」を追求、提案し、必要とされる企業であり続けるために、ブランディングプロジェクトを始動いたします。2024年の新社屋竣工、2026年の創業60周年に向けて、人と地球に優しい、サステナブルな社会に貢献する企業を目指してまいります。

①「製品価値向上」

心と肌を科学して、お客様に安心と安らぎを提供することをR&Dの意義（パーパス）とし、当社技術の盤石化と、技術と製品価値の市場への認知度拡大を目指します。基礎研究においては、サロンケアの科学的解明から着想を得た精神皮膚科学研究を軸とし、社内だけではなく外部研究機関との連携を積極的に図ることで、新規技術開発と製品価値への展開を進めてまいります。製品開発においては、スターブランド・スターアイテム育成に注力し、ホームケア製品の認知と価値を高めることで新規顧客の獲得を目指します。加えて、サロン発想のスキンケア製品と技術をサロン以外で展開することで、新規事業や海外事業、OEM、ODM受託事業等、新しい事業展開を行ってまいります。

②「サロン価値向上」

サロン価値の向上のためには、「新たな顧客の開拓」と「顧客満足の向上」が重要であると考えております。

新たな顧客の開拓として、肌チェック等のイベントブースの刷新や、イベントごとのターゲットに刺さるアプローチ施策の徹底により、イベントでの獲得効率の改善を図ってまいります。加えて、ブランド動画を刷新し、動画配信サイト等での広告宣伝による認知度拡大を目指すなど、WEB等のオンラインでの接点拡大も積極的に進めてまいります。

顧客満足度の向上においては、サロン空間演出等、顧客にとってさらに居心地の良いサロンとなるよう、ブランディングプロジェクトの始動とともに、店舗のリニューアルを順次行ってまいります。また、コロナ禍以降、既存顧客の来店数が減少する中、当社の製品、サロン及びフェイシャリストをご愛顧いただいているロイヤルカスタマーに支えられていると強く実感しております。ロイヤルカスタマーであることの魅力やその価値の最大化のため、ロイヤルカスタマー専用デスクを新たに設置し、更なるファン化に努めてまいります。

また、「ホームケア」と「サロンケア」により、お客様に最高の美しさを提供するというビジネスモデルが当社の最大の強みであり、競合他社との差別化になっていると認識しております。この「ホームケア」と「サロンケア」の科学的価値や機能的価値を真摯に分析し、当社の価値を再構築するための戦略として、シーボン美容理論（シーボン・ビューティーメソッド）を構築してまいります。ホームケアとサロンケアというシステム主体のコミュニケーションから、「なぜ、このシステムで美しくなるのか」という、理由を主体とするコミュニケーションへ変更することで、お客様が当社を選択する動機付けとなり、さらに、長期に亘ってサロンに通うモチベーションとなることから、シーボンの美容理論を構築し、スタッフ全員がお客様に対して説明できる体制づくりを実現してまいります。

サロンの出退店に関しましては、基準に則った店舗開発計画の実行及び都市型・郊外型を組合せた新規出店・改装・退店の計画の実行により、売上高の拡大と、利益率の向上を目指してまいります。従来の全国統一のレイアウトや店舗オペレーション等を見直し、都市型サロンでは、新規顧客との接点をさらに拡大すべく、現状のサロンスタイルと美容機器を併用した販売戦略を担う店舗へと改革いたします。一方、郊外型サロンでは、従来通りの運用を行いながら、店舗オペレーションやレイアウトを改善し高収益化を目指してまいります。

③「新しい価値の創造」

海外EC市場及びバラエティ市場への進出、拡大のため、経営資源の投入を進め、売上高や販路の拡大を図ってまいります。

海外EC市場では、パートナーシップを締結した杭州創詩品牌管理有限公司との連携を強化し、「独身の日」等の大型イベントでの知名度や売上高の向上を進め、中国パートナー企業の会員専用サイトでの販売を軸に、国内においてはインバウンドの増加や、在日中華圏顧客のサロン来店促進にも注力してまいります。

バラエティ市場では、4月より新ブランド「スリール」を発売いたしました。当該製品は、創業57年の化粧品メーカーとして蓄積した肌データと、イベント等での肌チェックやアンケートにより集められた、5万人のお客様の声^{*}を反映した毛穴パックとなります。全国のロフトにて発売しており、今後販売動向を注視しつつ、販路の拡大や新製品の追加を進めていき、新たな市場において、サロン発信のメーカーとしてのアイデンティティを確立してまいります。

加えて、顧客とのカジュアルな接点づくりと、幅広い顧客層にリーチするために、小規模の店舗型サロン・レクチャー型店舗を出店し、新たなビジネスモデル構築のトライアルを行ってまいります。新たな顧客との接点開発として、新設店舗自体が常設している集客イベント場所という位置付けにもなり、既存サロンへの誘導も担う店舗形態を目指してまいります。また、シーボンのイメージ形成や醸成を図っていきながら、新しい顧客層の開拓や、過去に接点のあった顧客の誘引にもつなげてまいります。

※5万人のお客様の声

：■調査期間：2020年6月1日～2022年1月31日

■調査手法：スキンチェッカーを使用しアンケートに回答

■対象者：20歳以上の女性（イベントにて肌チェックを受けていただいた方）

■調査人数：55,614名

2 会社の現況

1. 株式の状況（2023年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,281,200株 |
| (3) 株主数 | 16,563名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|-------------------------|-------|--------|
| 犬塚雅大 | 733千株 | 17.13% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 155 | 3.62 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 120 | 2.80 |
| シーボン従業員持株会 | 115 | 2.68 |
| 犬塚公子 | 95 | 2.23 |
| 安田亜希 | 95 | 2.23 |
| 望月暁一 | 81 | 1.90 |
| 金子靖代 | 74 | 1.72 |
| 株式会社オリエントコーポレーション | 36 | 0.84 |
| 本村善文 | 35 | 0.83 |

- (注) 1. 持株数は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（639株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
(2023年3月31日現在)

| | | 第3回新株予約権 |
|------------------------|---------------|---|
| 発行決議日 | | 2022年7月21日取締役会決議 |
| 新株予約権の数 | | 190個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 19,000株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり179,900円 (1株当たり1,799円) |
| 権利行使期間 | | 2024年7月30日から2026年7月29日まで |
| 行使の条件 | | (注) |
| 役員の保有状況 | 取締役(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 160個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 3人 |

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

1. 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員(将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から4年以内(権利行使期間中に限る)に限り、権利を行使することができる。
2. 譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
3. その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

(2023年3月31日現在)

| | | 第3回新株予約権 | |
|------------------------|-------|-------------------------------------|--------|
| 発行決議日 | | 2022年7月21日取締役会決議 | |
| 新株予約権の数 | | 190個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 19,000株 (新株予約権1個につき100株) | |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり179,900円 (1株当たり1,799円) | |
| 権利行使期間 | | 2024年7月30日から2026年7月29日まで | |
| 行使の条件 | | (注) | |
| 使用人等への 交付状況 | 当社使用人 | 新株予約権の数 | 30個 |
| | | 目的となる株式数 | 3,000株 |
| | | 交付対象者数 | 2人 |

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

1. 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員（将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から4年以内（権利行使期間中に限る）に限り、権利を行使することができる。
2. 譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
3. その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況 (2023年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の様況 |
|--------------|------|---|
| 代表取締役会長 | 犬塚雅大 | － |
| 代表取締役社長 執行役員 | 崎山一弘 | － |
| 取締役執行役員 | 菅原桂子 | 事業本部 責任者 |
| 取締役執行役員 | 瀧礼江 | 管理本部 責任者 |
| 取締役 | 岩田功 | 日本フェルト株式会社 社外監査役 |
| 取締役 | 黒木彰子 | アイエックス・ナレッジ株式会社 社外取締役 学校法人帝京大学経済学部 教授 |
| 常勤監査役 | 長谷川浩 | － |
| 監査役 | 伊藤三奈 | バーカー&マッケンジー法律事務所 特別顧問 ZENMONDO株式会社 代表取締役 国際紙パルプ商事株式会社 社外取締役 |
| 監査役 | 立川正人 | 立川公認会計士事務所 所長 リーガレックス合同会社 代表社員 |

- (注) 1. 取締役 岩田功氏及び取締役 黒木彰子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 伊藤三奈氏及び監査役 立川正人氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 伊藤三奈氏は、米国における弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する専門的な知見を有しております。
 4. 監査役 立川正人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役 岩田功氏及び取締役 黒木彰子氏、監査役 伊藤三奈氏及び監査役 立川正人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 黒木彰子氏の戸籍上の氏名は千田彰子であります。
 7. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2023年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。
- | | |
|------|-----------------|
| (氏名) | (当社における地位及び担当) |
| 堀住輝男 | 執行役員 商品開発本部 責任者 |
| 松本裕右 | 執行役員 管理本部 管掌役員 |

(2) 当事業年度中に退任した監査役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位 |
|-----------|------------|------|--------|
| 中 沢 ひ ろ み | 2022年6月29日 | 辞任 | 常勤監査役 |

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役岩田功氏及び取締役黒木彰子氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役伊藤三奈氏及び監査役立川正人氏につきましては300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、執行役員、監査役及びすべての子会社の全役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、2022年5月26日開催の取締役会にて一部改訂を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬（但し、業績連動報酬及び株式報酬の支給の有無については、個別に取締役会において決定する。）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（基本報酬）のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の固定報酬（基本報酬）は、役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、担当部門の範囲・規模、役員本人の成果・責任の実態等を考慮して指名報酬委員会で評価し、予め設定された役位別の報酬テーブルの範囲内で、取締役会で決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結売上高と連結営業利益額が期初業績予算を達成することを条件に、連結営業利益額の1.0%の金額について、役位別の係数で配分することにより決定する。また、現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。但し、業績連動報酬は、業務執行取締役について支給され、非業務執行取締役、社外取締役、監査役には支給されない。

非金銭報酬等は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、新株予約権を無償で発行する。

（新株予約権）

業務執行取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権の付与を行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

個人別の業務執行取締役の固定報酬額（基本報酬額）は、役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、担当部門の範囲・規模、役員本人の成果・責任の実態等を考慮して指名報酬委員会で評価後、予め設定された役位別の報酬テーブルの範囲内で、取締役会で決定するものとする。また、現金報酬とし、各月に分割して支払うものとする。

その権限の内容は、各業務執行取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、その答申を尊重した上で決定するものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法は、指名報酬委員会にて、毎年期末までに取締役の評価及び行動評価を実施し、取締役会に答申を行うものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数(名) |
|-------------------|----------------|----------------|----|------|-------------------|
| | | 基本報酬 | 賞与 | 株式報酬 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 91,289 | 90,322 | — | 967 | 4 |
| 社外取締役 | 9,600 | 9,600 | — | — | 2 |
| 計 | 100,889 | 99,922 | — | 967 | 6 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | 8,875 | 8,875 | — | — | 2 |
| 社外監査役 | 7,000 | 7,000 | — | — | 2 |
| 計 | 15,875 | 15,875 | — | — | 4 |

- (注) 1. 取締役の基本報酬には、確定拠出年金の掛金を含めております。
2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 2022年6月29日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
4. 取締役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
また、別枠で2010年6月28日開催の第45期定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。
なお、当該別枠部分である新株予約権については、「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」に基づき改めて2022年6月29日開催の第57期株主総会において年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。
5. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
6. 株式報酬の内容は、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権であり、割当の際の条件等は「(5) ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況」に記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

- ・取締役 岩田功氏は、日本フェルト株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 黒木彰子氏は、アイエックス・ナレッジ株式会社の社外取締役及び学校法人帝京大学経済学部教授であります。なお、当社と同社及び同法人の間には特別の関係はありません。
- ・監査役 伊藤三奈氏は、ベーカー&マッケンジー法律事務所の特別顧問、ZENMONDO株式会社の代表取締役及び国際紙パルプ商事株式会社の社外取締役であります。なお、当社と同事務所及び両社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 立川正人氏は、立川公認会計士事務所の所長及びリーガレックス合同会社の代表社員であります。なお、当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----|-------|--|
| 取締役 | 岩田 功 | 当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として議事運営を采配する主導的な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 黒木 彰子 | 当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。豊富な会社経営の経験と経済分野の知見を活かし、リスクマネジメント・企業価値向上に資する発言を行っております。また、リスクマネジメント委員会の委員長として、審議の充実等に主導的な役割を果たしております。 |
| 監査役 | 伊藤 三奈 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。国際派弁護士としての専門的見地及び豊富な会社経営の経験から、企業価値向上に資する発言等、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。 |
| 監査役 | 立川 正人 | 当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会15回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。 |

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

| | 支払額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 33,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査の有効性と効率性に配慮し監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、有限責任監査法人トーマツの監査報酬について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び品質管理体制、並びに実施体制等を総合的に勘案し、必要性があると判断した場合には、監査役会は会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としており、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に顧客ニーズに応える製品開発のため、製造技術の向上と製品開発体制の強化に注力し、さらには、有効な設備投資を行っていきたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会であり、定款に「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。」旨を規定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、当社グループにおける通期連結純利益がマイナスとなりましたため、誠に遺憾ではございますが、配当を無配とさせていただきました。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 5,967,985 | 流動負債 | 2,659,974 |
| 現金及び預金 | 3,982,034 | 買掛金 | 113,130 |
| 受取手形及び売掛金 | 836,856 | 1年内返済予定の長期借入金 | 5,800 |
| 商品及び製品 | 433,278 | リース債務 | 3,227 |
| 仕掛品 | 52,904 | 未払金 | 673,563 |
| 原材料及び貯蔵品 | 478,094 | 未払法人税等 | 84,965 |
| その他 | 185,085 | 契約負債 | 1,512,756 |
| 貸倒引当金 | △269 | 資産除去債務 | 3,258 |
| 固定資産 | 2,870,744 | その他 | 263,272 |
| 有形固定資産 | 1,502,568 | 固定負債 | 468,565 |
| 建物及び構築物 | 693,196 | 長期借入金 | 2,900 |
| 機械装置及び運搬具 | 59,710 | リース債務 | 1,344 |
| 工具、器具及び備品 | 81,208 | 繰延税金負債 | 82,660 |
| 土地 | 244,827 | 資産除去債務 | 315,341 |
| 建設仮勘定 | 423,626 | その他 | 66,318 |
| 無形固定資産 | 54,808 | 負債合計 | 3,128,539 |
| 投資その他の資産 | 1,313,367 | 純資産の部 | |
| 投資有価証券 | 341,683 | 株主資本 | 5,534,134 |
| 敷金及び保証金 | 742,988 | 資本金 | 483,930 |
| その他 | 251,694 | 資本剰余金 | 367,830 |
| 貸倒引当金 | △23,000 | 利益剰余金 | 4,683,799 |
| 資産合計 | 8,838,730 | 自己株式 | △1,426 |
| | | その他の包括利益累計額 | 174,907 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 169,880 |
| | | 為替換算調整勘定 | 5,027 |
| | | 新株予約権 | 1,148 |
| | | 純資産合計 | 5,710,190 |
| | | 負債純資産合計 | 8,838,730 |

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科目 | | 金額 | |
|-----------------|----|---------|-----------|
| 売上 | 高価 | | 8,525,428 |
| 売上原価 | | | 2,186,181 |
| 販売費及び一般管理費 | 利益 | | 6,339,247 |
| 営業損失 | | | 6,484,500 |
| 営業外収益 | | | 145,253 |
| 受取利息及び配当金 | | 6,360 | |
| 受取家賃 | | 4,736 | |
| 雇用調整助成金 | | 9,405 | |
| その他の費用 | | 4,228 | 24,731 |
| 営業外費用 | | | |
| 支払利息 | | 367 | |
| 社宅等解約損料 | | 624 | |
| 支払手数料 | | 5,013 | |
| 為替差損 | | 531 | |
| その他の損失 | | 12 | 6,549 |
| 特別利益 | | | 127,071 |
| 固定資産売却益 | | 3,139 | |
| 新株予約権戻入益 | | 4,660 | |
| 助成金収入 | | 37,093 | 44,892 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | | 8,351 | |
| 固定資産売却損 | | 28,411 | |
| 解体撤去費用 | | 111,994 | |
| 減損損失 | | 53,294 | |
| 支払補償費 | | 80,000 | 282,051 |
| 税金等調整前当期純損失 | | | 364,230 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 59,000 | |
| 法人税等調整額 | | △1,462 | 57,538 |
| 当期純損失 | | | 421,768 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | | - |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | | 421,768 |

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2022年4月1日 期首残高 | 483,930 | 367,830 | 5,191,179 | △1,426 | 6,041,513 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △85,611 | | △85,611 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) | | | △421,768 | | △421,768 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | △507,379 | - | △507,379 |
| 2023年3月31日 期末残高 | 483,930 | 367,830 | 4,683,799 | △1,426 | 5,534,134 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|-----------|-----------------------|--------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換 算定 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 2022年4月1日 期首残高 | 152,171 | 2,223 | 154,394 | 4,660 | 6,200,568 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △85,611 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) | | | | | △421,768 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 17,708 | 2,804 | 20,513 | △3,511 | 17,001 |
| 当期変動額合計 | 17,708 | 2,804 | 20,513 | △3,511 | △490,378 |
| 2023年3月31日 期末残高 | 169,880 | 5,027 | 174,907 | 1,148 | 5,710,190 |

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------|-----------|--------------|-----------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 5,797,602 | 流動負債 | 2,624,372 |
| 現金及び預金 | 3,862,683 | 買掛金 | 97,827 |
| 売掛金 | 812,839 | リース負債 | 3,227 |
| 商品及び製品 | 426,857 | 未払金 | 667,464 |
| 仕掛品 | 46,093 | 未払費用 | 82,603 |
| 原材料及び貯蔵品 | 469,658 | 未払法人税等 | 83,981 |
| 前払費用 | 115,630 | 前受金 | 16,366 |
| その他 | 63,853 | 契約負債 | 1,512,756 |
| 貸倒引当金 | △13 | 資産除去債務 | 3,258 |
| 固定資産 | 3,044,639 | その他 | 156,886 |
| 有形固定資産 | 1,466,754 | 固定負債 | 464,267 |
| 建物 | 652,025 | 繰延税金負債 | 82,660 |
| 構築物 | 25,120 | リース負債 | 1,344 |
| 機械及び装置 | 41,172 | 資産除去債務 | 314,406 |
| 車両運搬具 | 6,105 | その他 | 65,855 |
| 工具、器具及び備品 | 80,661 | 負債合計 | 3,088,640 |
| 土地 | 238,044 | 純資産の部 | |
| 建設仮勘定 | 423,626 | 株主資本 | 5,582,573 |
| 無形固定資産 | 54,540 | 資本金 | 483,930 |
| ソフトウェア | 43,971 | 資本剰余金 | 367,830 |
| その他 | 10,569 | 資本準備金 | 367,830 |
| 投資その他の資産 | 1,523,344 | 利益剰余金 | 4,732,238 |
| 投資有価証券 | 341,683 | 利益準備金 | 37,758 |
| 関係会社株式 | 212,587 | その他利益剰余金 | 4,694,480 |
| 長期前払費用 | 21,011 | 固定資産圧縮積立金 | 10,190 |
| 敷金及び保証金 | 740,526 | 別途積立金 | 100,000 |
| その他 | 230,534 | 繰越利益剰余金 | 4,584,290 |
| 貸倒引当金 | △23,000 | 自己株式 | △1,426 |
| 資産合計 | 8,842,241 | 評価・換算差額等 | 169,880 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 169,880 |
| | | 新株予約権 | 1,148 |
| | | 純資産合計 | 5,753,601 |
| | | 負債純資産合計 | 8,842,241 |

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科目 | | 金額 | |
|--------------|----|---------|-----------|
| 売上 | 高価 | | 8,346,924 |
| 売上原価 | | | 2,067,161 |
| 売上総利益 | | | 6,279,762 |
| 販売費及び一般管理費 | | | 6,424,771 |
| 営業損失 | | | 145,009 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取利息及び配当金 | | 6,254 | |
| 受取家賃 | | 4,736 | |
| 雇用調整助成金 | | 9,405 | |
| その他の | | 3,802 | 24,198 |
| 営業外費用 | | | |
| 支払利息 | | 317 | |
| 社宅等解約損 | | 624 | |
| 支払手数料 | | 5,013 | |
| その他の | | 11 | 5,967 |
| 経常損失 | | | 126,777 |
| 特別利益 | | | |
| 固定資産売却益 | | 3,139 | |
| 新株予約権戻入益 | | 4,660 | |
| 助成金収入 | | 37,093 | 44,892 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | | 8,351 | |
| 固定資産売却損 | | 28,411 | |
| 解体撤去費用 | | 111,994 | |
| 減損損失 | | 53,294 | |
| 支払補償費 | | 80,000 | 282,051 |
| 税引前当期純損失 | | | 363,936 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 58,016 | |
| 法人税等調整額 | | △1,462 | 56,554 |
| 当期純損失 | | | 420,490 |

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|---------------------|---------|---------|---------|-----------|----------|---------|-----------|-----------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 2022年4月1日 期首残高 | 483,930 | 367,830 | 367,830 | 37,758 | 10,829 | 100,000 | 5,089,753 | 5,238,341 | △1,426 | 6,088,675 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △85,611 | △85,611 | | △85,611 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し | | | | | △638 | | 638 | - | | - |
| 当期純損失(△) | | | | | | | △420,490 | △420,490 | | △420,490 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | △638 | - | △505,463 | △506,102 | - | △506,102 |
| 2023年3月31日 期末残高 | 483,930 | 367,830 | 367,830 | 37,758 | 10,190 | 100,000 | 4,584,290 | 4,732,238 | △1,426 | 5,582,573 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|--------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 2022年4月1日 期首残高 | 152,171 | 152,171 | 4,660 | 6,245,507 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △85,611 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し | | | | - |
| 当期純損失(△) | | | | △420,490 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 17,708 | 17,708 | △3,511 | 14,196 |
| 当期変動額合計 | 17,708 | 17,708 | △3,511 | △491,905 |
| 2023年3月31日 期末残高 | 169,880 | 169,880 | 1,148 | 5,753,601 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社シーボン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田村 剛 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 箕輪恵美子 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーボンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーボン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社シーボン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田村 剛 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 箕輪恵美子 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び内部監査部門等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年（2021年）11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社シーボン 監査役会

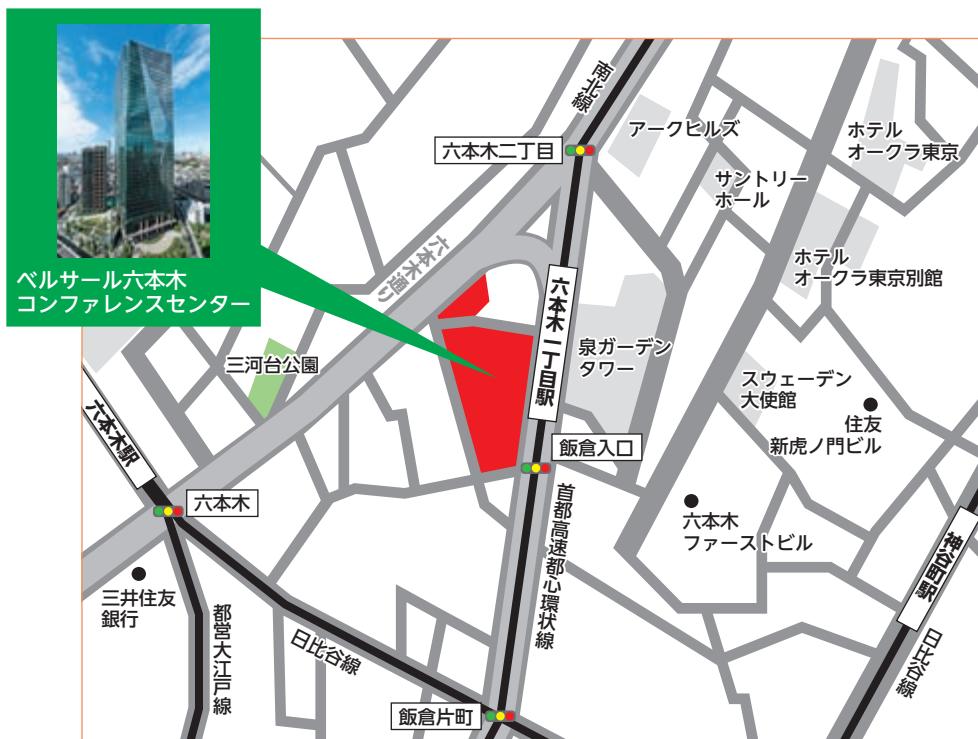
常 勤 監 査 役 長 谷 川 浩 ㊟
監 査 役 伊 藤 三 奈 ㊟
(社 外 監 査 役)
監 査 役 立 川 正 人 ㊟
(社 外 監 査 役)

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木 グランドコンファレンスセンター ROOM A・B



交通ご案内

- 南北線「六本木一丁目駅」（西改札直結）
- 日比谷線・大江戸線「六本木駅」より徒歩6分
- 日比谷線「神谷町駅」より徒歩10分

会場には駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

〈ご来場のお土産について〉

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたご来場のお土産は、取り止めさせていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



この冊子は、環境に優しい
植物油インキを使用して印刷
しています